



平成 22 年 11 月 15 日

各 位

会社名 日本農薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 神山 洋一  
コード番号 4997 東証第 1 部  
問合せ先 執行役員管理本部総務部長 伴 美博  
電 話 03-3274-3374

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成 22 年 11 月 15 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書）につき、以下の 1. に記載する当社の基本方針に基づき、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社の企業価値ないし株主共同の利益（以下、「当社株主共同利益等」といいます。）が毀損されることを防止するための取組み（同 118 条第 3 号ロ(2)）の一つとして、当社株式の大規模買付行為（以下の 3. (2)に定義し、以下、「大規模買付行為」といいます。）に関する下記の内容の対応策（以下、「本対応策」といいます。）を平成 22 年 12 月 17 日開催予定の第 111 回定時株主総会において株主の皆様からご承認（普通決議）を受けることを条件として導入することを決定致しました。

当社取締役会といたしましては、本対応策の重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意見を反映させるため、同第 111 回定時株主総会において本対応策の導入について株主の皆様のご承認（普通決議）をお願いするものであります。なお、本承認議案へのご承認をいただけなかった場合には、本対応策は自動的に廃止されることとなります。

### 1. 基本方針について

当社は、「安全で安定的な食の確保と、豊かな緑と環境を守ることを使命として、社会に貢献する」、「技術革新による優れた商品と価値の創出にチャレンジし、市場のニーズに応える」、「公正で活力のある事業活動を通じて社会的責任を果たし、信頼される企業を目指す」という経営基本理念を掲げ、当社株主共同利益等の向上に努めております。

当社は、上記の経営基本理念のもと、将来ビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定し、企業価値の継続的な向上に取組み、株主の皆様をはじめ、顧客、お取引先、従業員等全てのステークホルダーの利益を重視しその信頼に応えられる企業を目指しております。

以上のようなステークホルダーの利益を重視した健全かつ持続的な成長・発展が、当社の経営にとって最も大切であること（以下、「当社の経営方針」といいます。）を株主の皆様にご理解いただくことが重要だと考えております。

上場企業である当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の株主は、市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。したがって、当社は、当社の会社経営の支配権の移動を伴うような大規模買付提案等に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行なわれるべきものと考えております。

しかし、上記の当社の経営方針に鑑み、短期的な利益を追求する特定少数の株主が、当

社経営陣の賛同を得ることなく濫用的に当社株式の多数を保有すること等により、当社の経営方針の決定や株価に影響が生じ、当社の顧客や、多数の一般株主の利益が害され、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損される可能性がある場合（以下、「濫用的買収者等」といいます。）には、そのような事態の発生を阻止するための相当な措置をとることができるよう制度を整備、導入し、一定の手續に従い、適切な対応策を講じることを、当社の基本方針と致します。

## 2. 基本方針の実現に資する当社の取組みと本対応策導入の目的等について

### (1) 基本方針の実現に資する当社の取組み

#### ① 当社の将来ビジョン

当社は、「生命と緑の未来のために (Innovation for Eco. & Life)」という将来ビジョンを掲げ、2つの貢献を目指した活動を行なっております。

i) 先端化学による世界の食と環境への貢献

ii) 創薬技術の応用による健康で豊かな生活への貢献

これらを実現するためには、「研究開発力の強化」「農薬事業のグローバル展開」「ヘルスケア、高機能ファインケミカル事業の展開」「グループ技術の統合と活用」「グローバルに活躍できる人材の育成・強化」が必要であると考えております。

#### ② 当社の中長期的な経営戦略

当社は、上記の将来ビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定しております。現在は平成22年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「Change Tomorrow for 2012」を策定し、企業体質の転換とコア機能の再構築及び成長エンジンの明確化に取り組んでおります。これらの活動を通して事業競争力の強化を図り、グローバル・ニッチな化学企業への展開を目指しております。

具体的には、創薬・開発基盤を強化して継続的なパイプライン化合物の創出に努め、海外事業展開力の強化を行ない、農薬周辺事業の収益力拡大を目指すと共に、経営全般にわたる効率化を進めることで事業収益力の強化に取り組み、株主の皆様をはじめ、顧客、お取引先、従業員等全てのステークホルダーの信頼に応えられる企業を目指しております。

#### ③ 企業価値の源泉、向上

当社の事業は、農薬の研究・開発・製造・販売、及び医薬、動物薬、中間体等の農薬の周辺事業から構成されており、当社の経営には、昭和3年（1928年）会社創立以来蓄積された専門的知識・経験・ノウハウ、及び、国内外の顧客等のステークホルダーとの間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。

また、基幹事業たる農薬の研究・開発には多大な時間と費用を要します。一般に化合物が製品化される確率は、数万分の1といわれており、新農薬の誕生までには10年、100億円以上の投資が必要であるといわれています。その理由として、多数の組み合わせの中から、最適なものを選抜する優れた最先端の合成技術が必要であること、また、新規農薬化合物の実用化に当たって、国が定めた厳しい安全基準をクリアするため、複数年に亘る多種多様な安全性試験が必要となること等が挙げられます。更には、新農薬の価値を最大化するために、実際の植物を利用した生物試験や、最小限の薬量で最大の効果を発揮するための優れた製剤技術等が必要です。このような状況下、当社は毎年売上高の約10%を目安に、研究開発投資を行ない、高い創薬確率の達成、維持、向上を目指しております。かかる高い創薬確率の達成、維持、向上を目指す中長期的な観点からの安定的な経営は、当社株主共同利益等の向上に繋がるものと考えています。

これら当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上させていくことは困難であり、また、かかる事業特性の理解に基づく中長期的な観点からの安定的な経営を行なうことは、当社の経営基本理念及び当社の経営方針に合致し、当社株主共同利益等の向上に必須であると考えています。

#### ④ コーポレート・ガバナンス強化、コンプライアンス徹底

当社は、コーポレート・ガバナンス強化、コンプライアンス徹底を経営上の最重要課題と認識し、それぞれの強化・徹底により、経営の効率性、透明性を高め、株主にとっての企業価値の向上を図っております。また、当社は、社会の一員として健全な事業活動を通じて、社会との調和を図りながらステークホルダーの期待に応え、積極的に企業の社会的責任を果たしております。

#### (2) 本対応策導入の目的等

世界の農業を取り巻く環境は、今後も増加し続ける世界人口への食料確保に向けて、官民あがての食料戦略また農業戦略が強化されているところであります。このような環境下、当社がその収益基盤とする国内農業は農業従事者の高齢化と後継者不足、耕作放棄地の増加等、生産構造の脆弱化に直面しております。また、農業資材である農薬は国内需要が伸び悩む中で販売競争が激化し、各社は海外農薬事業へ収益基盤拡大を目指す方向にあります。

一方、当社がその経営基本理念に基づいて日本を含む世界の農業に貢献するためには、新規農薬創出のための弛まぬ研究開発と登録維持、安全性確保のための多大な投資が不可欠です。このような事業環境下、各社が熾烈な競争下で収益の確保を目指す当業界は再編や統合の起こる可能性が高い環境にあると認識しております。

また、近時、当業界の海外での M&A も活発化しており、中長期的な企業価値又は株主の共同利益の向上が妨げられるような経営権獲得を目的とする買収者の出現も否定できない状況にあります。

当社は、既に発行済株式数の 20%超を保有する株主が存在しますが、当社株主構成は、(別紙1)「大株主の状況」のとおり多様な株主に分布しております。したがって、株主の皆様ごの自由な意思に基づく取引等により当社株式等が転々と譲渡されることは勿論のこと、その各々の事情に基づき今後当社株式等を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。また、当社株式は譲渡自由が原則であり、株式の大規模買付行為であっても当社の企業価値及び株主の皆様ごの共同利益に資するものであればこれを否定するものではありませんが、当社経営陣の賛同を得ることなく突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者(以下、3.(1)に定義します。)の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様ごが短期間の内に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会との双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

また、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等や、当社取締役会が、当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているかも株主の皆様ごにとっては重要な判断材料になると考えております。

そこで、当社は、濫用的買収者等が現れた場合を想定して、株主の皆様ごへの適時情報提供により株主の皆様ごが相当な措置をとることができるよう、近時の新しい法制度と併せて、株主の皆様ごの共同利益の維持・向上を第一義に、一定の手続きに従い、適切な対抗措置を

講じることができる本対応策を整備、導入し、当社の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つと致します。

当社は、本対応策が、経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充たし、また具体的には、当社経営陣からの独立性の高い有識者3名により構成される予定の独立委員会設置等の、本対応策が当社取締役の地位保全とならぬ客観性・合理性を担保する仕組み、本対応策導入後も不要となれば当社取締役会決議等により廃止、消却できる仕組み等を含み、当社の基本方針に沿い、当社株主共同利益等に合致し、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成22年9月30日現在における当社の大株主の状況は、(別紙1)のとおりです。

### 3. 本対応策の内容（基本方針に照らして不適切な者によってのみ当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

#### (1) 本対応策の概要

当社は、当社株式に対して大規模買付行為が開始された場合に、当該大規模買付行為について株主の皆様が適切に判断するためには、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとし、又は、行なっている者をいい、以下、「大規模買付者」といいます。）から必要かつ十分な情報が提供されること、また、検討のために必要かつ十分な時間が確保されること等が必須であると考えます。

そこで、本対応策は、そうした目的を達成するための手続を定めています（その概要は、(別紙2)のフローチャートのとおりです。）。

#### (2) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為と非適格者の定義

ア. 本対抗措置（以下、3.（6）に定義します。）発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①乃至③のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）若しくはその可能性のある行為（以下、「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本対応策に基づく対抗措置が発動される場合があります。

① 当社が発行者である株券等（注<sup>1</sup>）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注<sup>2</sup>）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注<sup>3</sup>）

注<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注<sup>3</sup> 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行なうことを含みます。

- ② 当社が発行者である株券等（注<sup>4</sup>）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注<sup>5</sup>）とその特別関係者（注<sup>6</sup>）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注<sup>7</sup>）
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注<sup>8</sup>）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同又は協調して行動する関係（注<sup>9</sup>）を樹立する行為（注<sup>10</sup>）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

#### イ. 非適格者の定義

そして、当社は、当社株主共同利益等を毀損するおそれの存するような大規模買付者を、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するには不適切な者と考えます。具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同又は協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「非適格者」といいます。）が、当該不適切な者に該当するものと考えます。当社は、次に述べる非適格者に対して、本対抗措置を発動する場合があります。

非適格者とは、次の場合に該当する者をいいます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の買収を行なっている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを主たる目的として当社の経営に参加する場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、大規模買付を行なおうとしている場合

注<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本ア. ②において同じとします。

注<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

注<sup>7</sup> 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

注<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

注<sup>9</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同又は協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行なうものとします。

注<sup>10</sup> 本ア. ③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行なうものとします。なお、当社取締役会は、本ア. ③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当該株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けを企図する場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、あるいはこれを明確にせず、又は将来の当社株式等の上場廃止等その流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株式等の買付けを行ない、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）等に代表される、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大規模買付である場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

### （3）大規模買付ルールの設定

当社株主全体の利益のため、大規模買付ルールは、以下に定める大規模買付行為に従って行なわれるものとします。この大規模買付ルールとは、（i）事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、（ii）当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というもので、①意向表明書（以下、（4）①に定義します。）、②大規模買付行為に関する情報、③取締役会評価期間（以下、（4）③に定義します。）の3つから構成されます。

### （4）大規模買付ルールの内容

#### ① 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社取締役会宛に、「大規模買付ルール」に従うことを当社取締役会に対して誓約する旨の文言を含む「意向表明書」（使用言語は日本語に限ります。記載項目の一部は、（別紙3）のとおりです。また、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書面を添付していただきます。）をご提出いただくこととします。当社取締役会は、受領後直ちに意向表明書を後述の独立委員会に提出します。

当社は、意向表明書に関して、当社取締役会及び独立委員会が適切と認める事項を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ② 大規模買付者に対する情報提供の要求等

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、株主の皆様への判断及び当社取締役会への評価・検討のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当初提供していた情報のみでは不足していると当社取締役会及び独立委員会が考える場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります（以上の追加的に提供された情報も含め、以下、「大規模買付情報」といいます。大規模買付情報等の提供その他当社への通知、連

絡における使用言語は日本語に限ります。大規模買付情報の項目は、(別紙4)のとおりです。)

当社取締役会は、大規模買付情報を受領後直ちに同情報を独立委員会に提供します。

当社は、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会の決定に従い、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、当社取締役会は、各過程における判断及び決定にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

### ③ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付者が開示した大規模買付行為に関する判断の難易度等に応じて、①対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、又は②その他の大規模買付行為の場合には90日間(いずれも当社取締役会が、大規模買付情報の提供完了、と判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします。)を、当社取締役会による当該大規模買付行為についての評価、検討、交渉、賛否の意見の形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、当該大規模買付情報に基づき、当社株主共同利益等の向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行なうものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(5)及び(7)に記載の勧告を行なうに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に本対抗措置の選択・発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間(初日不算入とします。)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及び同期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付行為は、本対応策に別段の定めのない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

### (5) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社株主共同利益等を著しく損なうと認められるため本対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行ないますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役・社外監査役(それらの補欠者を含みます。)、社外の有識者の中から選任されるものとします。

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき対抗措置を発動するか否か等についての勧告を行ない、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる場合を除き、全て当社が負担するものとします。

当社取締役会において選任された独立委員会の委員3名の氏名及び略歴は(別紙5)の

とおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行ないます。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行ないます。

#### (6) 本対抗措置の具体的内容

本対応策における当社の対抗措置は、原則として、会社法第 277 条以下に規定される新株予約権の無償割当て（以下、割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）であり、その他法令及び定款により当社取締役会の権限として認められる措置をいいます（以下、本新株予約権の無償割当てを含め総称して「本対抗措置」といいます。）。

本対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙6)に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)非適格者による権利行使は認められないとの差別的行使条件や、(ii)非適格者に当たるか否かにより異なる対価で当社が本新株予約権を取得できる旨を定めた差別的取得条項（非適格者以外が保有する本新株予約権についてこれを当社が当社の普通株式と引換えに取得する一方、非適格者に該当する者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを現金、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、又は(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとすると、非適格者以外の者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた差別的取得条項等、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条項等を設けることがあります。

#### (7) 本対抗措置発動の手続－独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

当社取締役会が本対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、独立委員会の勧告を得、その勧告を最大限尊重するものとします。

まず、当社取締役会は、本対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して本対抗措置の発動の是非について諮問します。独立委員会は、同諮問に基づき、次に述べるとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、当該大規模買付行為が当社株主共同利益等を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して本対抗措置の発動の是非について勧告を行ないます。

独立委員会は、意向表明書、大規模買付情報等を受領後、当社取締役会の諮問に基づき、取締役会評価期間内に、次ぎの①乃至③に定めるところに従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に関する勧告を行なうものとします。

##### ① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行なわない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含みます。）、当社取締役会が大規模買付ルール遵守等を書面により当該大規模買付者に対して要求した後 5 営業日以内に当該要求が充たされないときには、独立委員会は、特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、本対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、原則として、当社取締役会は本対抗措置を選択・決定・発動する作業に入り、さらに独立委員会の意見・勧告を踏まえ、当社取締役会がその時点で相当と判断した対抗措置を選択することになります。その発動に際しては、原則として、当社株主総会を開催し、その



普通決議による承認を求めるものと致します（この場合に当社株主総会の承認が得られなかったときには、当該対抗措置は発動致しません。）。但し、時間的制約等により当社株主総会開催が困難な状況にある等の例外的な場合には、当社取締役会決議により当該対抗措置を発動することがあります。また、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する本対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者が当社株主共同利益等を著しく損なう非適格者と認められる場合には、原則として、当社取締役会に対して、本対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社取締役会は本対抗措置を選択・決定・発動する作業に入り、さらに独立委員会の意見・勧告を踏まえ、当社取締役会がその時点で相当と判断した対抗措置を選択することになります。その発動に際しては、原則として、当社株主総会を開催し、その普通決議による承認を求めるものと致します（この場合に当社株主総会の承認が得られなかったときには、本対抗措置は発動致しません。）。但し、時間的制約等により当社株主総会開催が困難な状況にある等の例外的な場合には、当社取締役会決議により当該対抗措置を発動することがあります。また、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ③ 独立委員会によるその他（本対抗措置の中止又は撤回等）の勧告等

当社取締役会が、上記①又は②記載の手續に従い、その時点で相当と判断した対抗措置の発動を決定した場合又は発動した場合であっても、（i）大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、（ii）当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主共同利益等の向上という観点から、発動した当該対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を発動・維持することの是非について、具体的事情を示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得つつ、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を発動・維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行いません。当社取締役会は、対抗措置を発動・維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における当該対抗措置の廃止の決定等を行なうことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手續やその後の再勧告に関する手續は、上記①又は②に準じるものとします。

### 4. 本対応策の導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本対応策は、当社の第111回定時株主総会における普通決議による承認を条件に導入が決定され発効しますが、その有効期間は同定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会又は②当社取締役会により、本対応策を廃止する旨の決議が行なわれた場合、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、当社株主共同利益等の向上の観点から、本対応策に違反しない範囲、又は法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記本定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本対応策を見直し、又は変更する場合があります。

本対応策の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

## 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応策における本対抗措置の選択・決定・発動時に具体的な対抗措置が株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、当社株主共同利益等を守ることを目的として、本対抗措置を選択・決定・発動させることがあります。当社取締役会が本対抗措置のうち具体的な対抗措置を選択・決定・発動させる場合には、適用ある法令等及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切に開示します。

本対応策導入時、及び、本対抗措置発動時には、株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付者については、非適格者と認定された場合、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行なうことがないように予め注意を喚起するものです。

(2) 本新株予約権の無償割当てが選択・決定・発動された場合における株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策導入時においては、本新株予約権の無償割当ては行なわれませんが、本対抗措置として本新株予約権の無償割当てが選択・決定・発動された場合、その仕組み上、新株予約権の無償割当て時においては、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値及び議決権の希釈化は生じないため、株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、非適格者については、当該対抗措置が選択・決定・発動された場合には、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会において、本対抗措置として本新株予約権の無償割当てが選択され決議がなされ、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、当社は効力発生日の前日までの間に本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、つぎのとおりです。

### ① 本新株予約権の無償割当て

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行なうことを決議した場合、当社は、同割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償で割当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行なわれる場合には、申込みの手続は不要であり、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

## ② 本新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円以上を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。但し、非適格者は、当該本新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が非適格者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。但し、非適格者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なる場合があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行ないますので、当該内容をご確認ください。

## 6. 本対応策の合理性（当社の株主の共同利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由）

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本対応策は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等を踏まえて設計されているものです。

### （1）企業価値・株主共同の利益の確保及び向上

本対応策は、前記1.「基本方針の内容及び本対応策導入の目的」に記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行なわれる際、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が必要かつ適切な情報の提供を受けて判断し、あるいは当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて、大規模買付行為に対する賛否あるいは、代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

### （2）株主意思を重視（株主総会決議とサンセット条項）

本対応策は、当社の第111回定時株主総会における普通決議による承認を条件に導入が決

定され発効しますが、その有効期間は、同定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（以下、「後定時株主総会」といいます。）の終結の時までとします。後定時株主総会において、本対応策の継続に関し、改めて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

また、前記4.「本対応策の導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について」に記載したとおり、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることになり、その意味で、本対応策の導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

### （3）事前の開示

当社は、本対応策につき、株主、投資家及び大規模買付者の皆様に対し、その予見可能性を高め、皆様に適正な選択の機会を確保するため、本対応策を事前に開示するものです。当社は、今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い必要に応じ適時適正な開示を行ないます。

### （4）独立委員会の設置と情報開示

当社は、本対応策の導入にあたり、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対抗措置の発動及び中止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として独立委員会を設置します。

実際に大規模買付者等が出現した場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその判断を検討の上、当該判断を最大限尊重して、本対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の決議等を行なうこととします。その決議に到る判断の概要については、株主の皆様に適時適切な情報開示を致します。

### （5）合理的な客観的要件の設定

本対応策における対抗措置は、前記3.（7）「本対抗措置発動の手続－独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議」にて記載したとおり、合理的かつ客観的要件が充足されなければ発動されないようにその手続が設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

### （6）社外の独立した専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとし、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

### （7）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記4.「本対応策の導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について」に記載したとおり、本対応策は、大規模買付者等が当社の株券等を大量に買い付けた場合、株主総会決議又は買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役を構成員とする当社取締役会決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買

収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期につき期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策(当社取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、対抗措置発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

**大株主の状況**

平成 22 年 9 月 30 日現在

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 ADEKA	16,176	24.15
株式会社みずほ銀行	2,802	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,539	3.79
シティグループ証券株式会社	2,404	3.59
農林中央金庫	1,960	2.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,655	2.47
朝日生命保険相互会社	1,626	2.43
株式会社損害保険ジャパン	1,036	1.55
株式会社りそな銀行	1,009	1.51
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアンツ 6 1 3	638	0.95
計	31,846	47.54

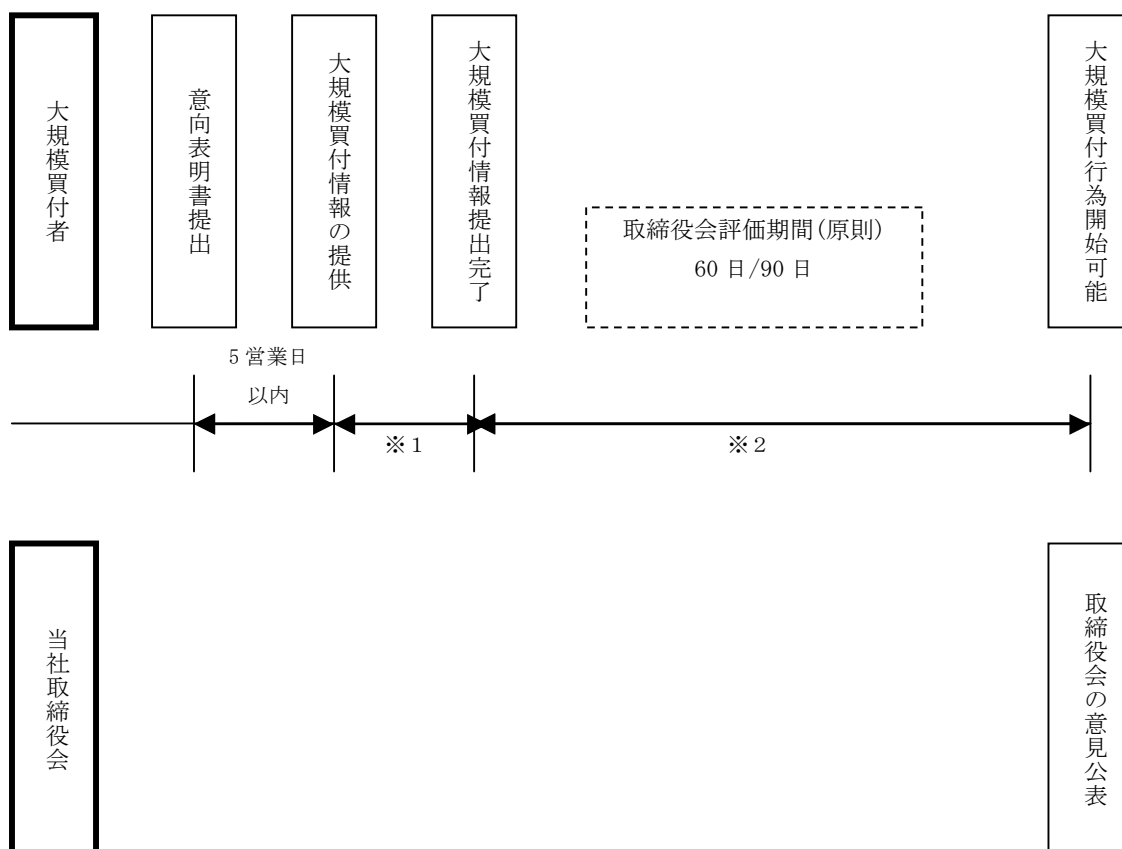
(注) 1. 発行済株式数は、70,026,782 株です。

2. 持株比率は、自己株式 (3,033,929 株) を控除して算出しております。

**本対応策の手続の概要**

(表 1)

**【大規模買付ルール】**



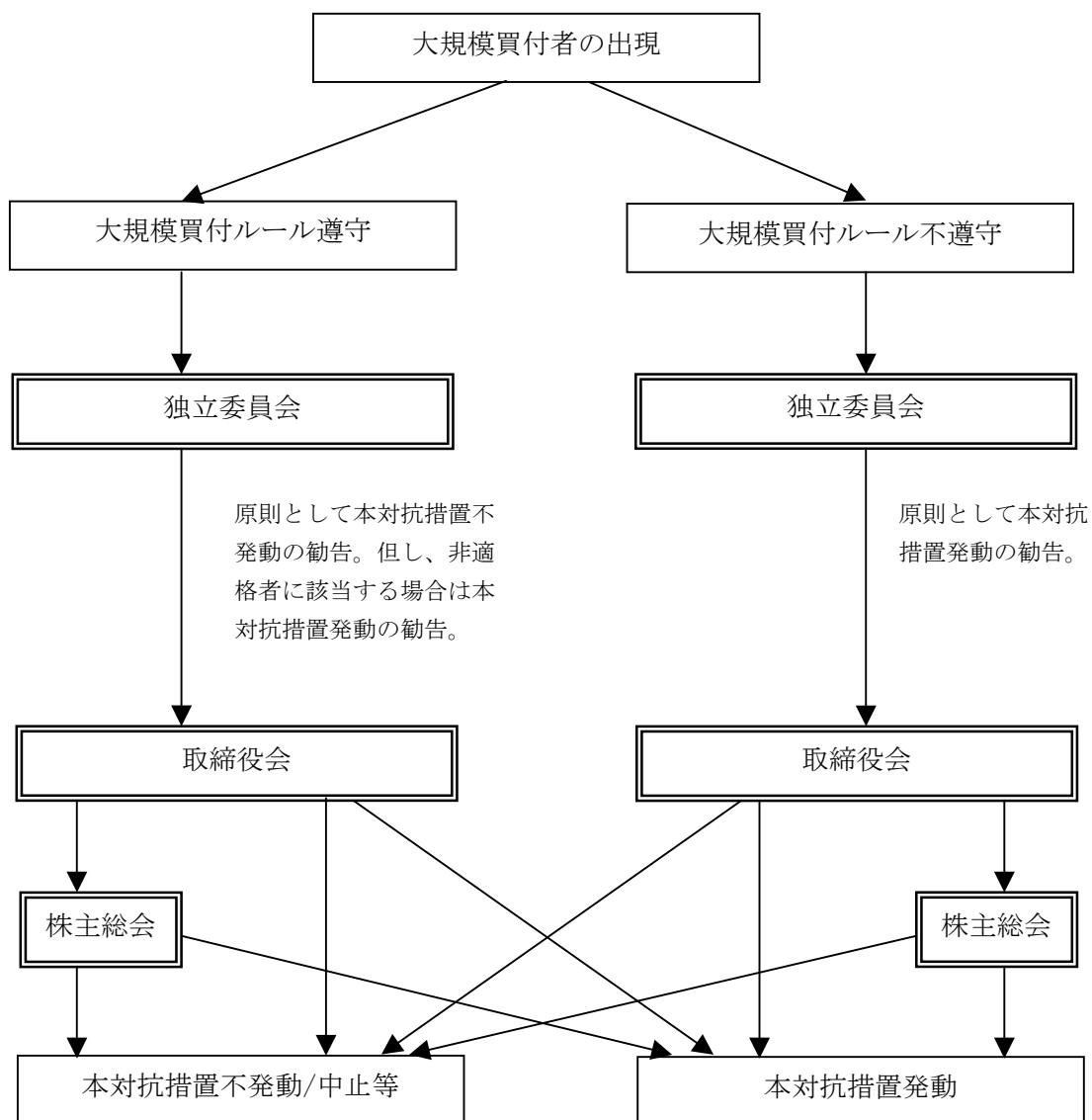
- ※1 : 当社取締役会は、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下、「意見形成」といいます。）、又は当社取締役会が代替案を立案し（以下、「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び当社取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。但し、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。
- ※2 : 対価を現金（円貨とします。）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入とします。）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入とします。）。なお、独立委員会が当社取締役会評価期間内に一定の勧告を行なうに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に本対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社

取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間（初日不算入とします。）延長することができるものとします。

- ・ 独立委員会は当社取締役会に対してその諮問に応じて勧告を行いません。
- ・ 当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行ない、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行いません。
- ・ 当社取締役会が自らの判断で本対応策による本対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきものと判断した場合には、当社取締役会は当社株主総会を招集します。



(表 2)



別紙3

**意向表明書の記載項目**

- ① 大規模買付者の氏名又は名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名（資格証明書添付）
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び今後取得予定の当社株券等の数
- ⑦ 大規模買付ルールに従う旨の誓約等

以 上

**大規模買付情報の項目**

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関係会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行なっている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴・過去における法令違反行為の有無等を含みます。）
- ② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行なうことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の調達状況及び資金調達先の概要（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客等その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ⑨ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑩ 大規模買付者及びそのグループとの反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無（直接的であると間接的であるとを問いません。）及びこれらに対する対処方針
- ⑪ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として 5 営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

以上

**独立委員会の委員の氏名及び略歴**

〔氏名〕 田中 學（当社 社外監査役 弁護士）

〔略歴〕 昭和41年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）

昭和52年12月 田中學法律事務所開設 同事務所所長（現職）

平成17年12月 当社社外監査役（現職）

〔氏名〕 喜多 悟（公認会計士）

〔略歴〕 昭和49年4月 公認会計士登録

昭和53年7月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社

平成11年6月 同法人包括代表社員（CEO）

平成14年7月 喜多悟公認会計士事務所開設 同事務所所長（現職）

〔氏名〕 永島 正春（弁護士）

〔略歴〕 昭和56年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）

島山國重法律事務所入所

平成11年1月 永島・鍵尾法律事務所パートナー（現職）

なお、田中 學氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

**本対抗措置の一つとしての  
本新株予約権の無償割当ての概要**

1. 本新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てます。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する普通株式を除きます。）の総数を減じた株式数を上限とします。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とします。但し、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。

3. 発行する本新株予約権の総数

本新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除きます。）の総数を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が定める数とします。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり本新株予約権の割当てを行なうことがあります。

4. 各本新株予約権の払込金額

無償

5. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとします。

7. 本新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の者等、非適格者による権利行使を認めないこと等を、差別的な本新株予約権行使の条件として定めることがあります。

8. 当社による本新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は非適格者以外の本新株予約権者が所有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を当社取締役会において付すことがあります。
- (2) 前項の取得条項を付す場合には、非適格者以外の本新株予約権者が所有する本新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該本新株予約

権1個につき予め定める数の当社普通株式（以下、「交付株式」といいます。）を交付し、非適格者に当たる本新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該本新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は当該本新株予約権に代わる新たな新株予約権（これらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得ます。）を交付する旨の定めを設ける場合があります。

#### 9. 本新株予約権の無償取得事由（当該対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じた場合は、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

- (1) 株主総会において大規模買付者から、導入された本対応策の廃止提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (3) その他当社取締役会が別途定める場合

#### 10. 本新株予約権の処分に関する協力

本新株予約権の割当てを受けた非適格者が当社株主共同利益等に対する脅威ではなくなると合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、非適格者の所有に係る本新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとします。）で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとします。但し、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではありません。

#### 11. 本新株予約権の行使条件等

本新株予約権の行使条件、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとします。

以 上